

店頭暗号資産証拠金取引約款【みんなのコイン】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p>店頭暗号資産証拠金取引約款 【みんなのコイン】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) 暗号資産CFD口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)～(9) (省略) <u>(10)個人番号(法人の場合は、法人番号を含む。)を提示いただけること。</u> <u>(11)一部英語で表記された本約款取引の取引画面等を理解できる能力を有すること。</u> <u>(12)日本国内においてのみ納税義務があること。</u> <u>(13)外国 PEPs(外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人)に該当しないこと。</u> <u>(14)証拠金のご返還に係る送金受取口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</u> <u>(15)金商法その他の関係法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款及び規約その他関連規程に定める事項に違反していないこと。</u> <u>(16)当社が取扱う暗号資産証拠金取引における取扱銘柄の内部者に該当しないこと。</u> <u>(17)マネーロンダリングその他の犯罪若しくは違法行為、不法若しくは不正行為又はそれら疑いのある行為に利用するために本約款取引を行わないこと。</u> <u>(18)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)の一員、又は反社会的勢力に関与していないこと。</u> <u>(19)当社の「個人情報保護方針」等当社が定める規約、方針に同意すること。</u> <u>(20)前各号に定めるものの他、当社の定める口座開設基準に該当すること。</u></p> <p>第4条(証拠金の取扱い) 証拠金の取扱いについては、次条及び本件取引説明書による他、本項各号に定めるとおりとします。 (1)～(5) (省略) (6)証拠金は、お客様の振込が完了した時点ではなく、当社が提</p>	<p>店頭暗号資産証拠金取引約款 【みんなのコイン】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) 暗号資産CFD口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)～(9) (省略) (追加) (10)一部英語で表記された本約款取引の取引画面等を理解できる能力を有すること。 (11)日本国内においてのみ納税義務があること。 (12)外国 PEPs(外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人)に該当しないこと。 (13)証拠金のご返還に係る送金受取口座は、国内に存する金融機関を指定すること。 (14)金商法その他の関係法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款及び規約その他関連規程に定める事項に違反していないこと。 (15)当社が取扱う暗号資産証拠金取引における取扱銘柄の内部者に該当しないこと。 (16)マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法若しくは不正の取引又はその疑いのある取引に利用するために本約款取引を行わないこと。 (17)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)の一員、又は反社会的勢力に関与していないこと。 (18)当社の「個人情報保護方針」等当社が定める規約、方針に同意すること。 (19)前各号に定めるものの他、当社の定める口座開設基準に該当すること。</p> <p>第4条(証拠金の取扱い) 証拠金の取扱いについては、次条及び本件取引説明書による他、本項各号に定めるとおりとします。 (1)～(5) (省略) (6)証拠金は、お客様の振込が完了した時点ではなく、当社が提</p>

供する取引システム(以下、「本取引システム」といいます。)が、証拠金口座への振替を認識したときに、預託されたものとします。

(7) 入出金口座からの出金(証拠金の出金を含みます。)は、本約款第18条及び本件取引説明書に定める他、当社からお客様が送金受取口座として予め登録した金融機関口座へ振込送金により行うものとします。なお、当社は、出金に係る手続きを、銀行法第15条第1項に規定された休日には行わないものとします。

(8)～(11) (省略)

2 (省略)

第5条～第6条 (省略)

第7条(売買注文の受付及びシステム利用)

当社は、お客様の暗号資産CFD口座及び入出金口座の開設を承認した後のお客様の本取引システムへのログインについて、「FX取引約款」第7条に定める事項に準じて取り扱うものとします。

(削除)

供する取引システム(以下、「本取引システム」といいます。)が、その入金を認識したときに、預託されたものとします。

(7) 入出金口座からの証拠金の出金は、本約款第18条及び本件取引説明書に定める他、当社からお客様が送金受取口座として予め登録した金融機関口座へ振込送金により行うものとします。なお、当社は、出金に係る手続きを、銀行法第15条第1項に規定された休日には行わないものとします。

(8)～(11) (省略)

2 (省略)

第5条～第6条 (省略)

第7条(売買注文の受付及びシステム利用使用)

当社は、お客様の暗号資産CFD口座及び入出金口座の開設を承認した後、お客様に本取引システム利用のためのユーザーID及びパスワードを発行します。当社は、お客様からの注文を、本取引システムからのみ受け付けるものとし、お客様が入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが当社の管理するユーザーIDとパスワードの組み合わせと一致した場合に限り、お客様は注文が行えるものとします。

2. 本取引システムは、スマートフォン等のモバイル端末用の取引システムとなります。

3. お客様の手違いや誤操作等により約定した注文については、当社は一切の責任を負わないものとします。

4. 当社は、暗号資産価格の急変や流動性が乏しい状況等になったことにより、複数のカバー取引先から最新の価格を安定的に参照できなくなったと当社が判断した場合、又は価格が暗号資産価格の実勢を反映してないと当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく、お客様への価格配信及び注文執行を停止することができるものとします。

5. 当社は、当社が提示した取引価格が暗号資産価格における実勢の価格と大幅にかつ明白に乖離していた価格(以下、「異常価格」といいます。)であると判断した場合、お客様に事前に通知することなく、当該異常価格に起因するお客様の注文の執行及び約定を行わず、またその約定した取引を取り消すことができるものとします。また、かかる処理については、当社の裁量に基づいて行われるものとし、お客様は予めこれに承諾するものとします。

6. お客様のユーザーID、パスワード、暗号資産CFD口座及び入出金口座はお客様自身に限り使用することができ、お客様は、第三者に貸与し、使用させ又は譲渡することはできないものとします。お客様が、これらを第三者に貸与し、使用させ若しくは譲渡した場合、又は不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受若しくは盗聴その他の事由によりこれらが第三者に漏洩した場合等により、第三者がお客様のユーザーID、パスワード、暗号資産CFD口座及び入出金口座を利用して本約款取引に関する注文又は指示等を行った場合、当該注文又は指示等はお客様自身による

第8条 (省略)

第9条(注文の執行及び処理等)

お客様が当社に発注することのできる注文の数量は、お客様の暗号資産CFD口座の余剰の証拠金又は当社の定める取引数量の範囲内に限られるものとします。

2~3 (省略)

4. 当社は、暗号資産価格の急変や流動性が乏しい状況等になったことにより、複数のカバー取引先から最新の価格を安定的に参照できなくなったと当社が判断した場合、又は価格が暗号資産価格の実勢を反映してないと当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく、お客様への価格配信及び注文執行を停止することができるものとします。

5. 当社は、当社が提示した取引価格が暗号資産価格における実勢の価格と大幅にかつ明白に乖離していた価格(以下、「異常価格」といいます。)であると判断した場合、お客様に事前に通知することなく、当該異常価格に起因するお客様の注文の執行及び約定を行わず、またその約定した取引を取り消すことができるものとします。また、かかる処理については、当社の裁量に基づいて行われるものとし、お客様は予めこれに承諾するものとします。

第10条~第20条 (省略)

第21条(取引時確認)

暗号資産CFD口座及び入出金口座の開設にあたり、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令(以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます。)に基づき、取引時確認を行います。

2. 暗号資産CFD口座及び入出金口座の開設後、犯罪収益移転防止法等に基づく取引時確認が必要となった場合又は当社において取引時確認が必要であると判断した場合は、当社はお客様に対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を求め、又は当社が定める方法による本人特定事項等の確認を行うことがあります。お客様が当社の求めに応じなかった場合、又は犯罪

注文又は指示等として取り扱われるものとします。また、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客様が責を負うものとします。当社がこれにより損害を受けた場合には、当社は、お客様にその損害の填補を求めることができるものとします。

7. お客様は、予め本取引システムを利用するための機器又は回線等をお客様の責任において準備するものとし、本取引システムの全部又は一部を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアSEMBル、又は変更しないものとします。

第8条 (省略)

第9条(注文の執行及び処理)

お客様が当社に発注することのできる注文の数量は、お客様の暗号資産CFD口座の余剰の証拠金又は当社の定める取引数量の範囲内に限られるものとします。

2~3 (省略)

(追加)

第10条~第20条 (省略)

第21条(取引時確認)

暗号資産CFD口座及び入出金口座の開設にあたり、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令(以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の関係諸法令(以下、「番号法等」)といいます。)所定の方法により、取引時確認を行います。

2. 暗号資産CFD口座及び入出金口座の開設後、犯罪収益移転防止法等及び番号法等所定の取引時確認が必要となった場合、又は当社において取引時確認が必要であると判断した場合は、当社は、お客様に対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を要求することがあります。お客様が当社の要求に応じなかった場合、又は犯罪収益移転防止法等に基づく当社のお客

収益移転防止法等に基づく当社のお客様に対する取引時確認が不十分であると当社が判断した場合、当社は、その裁量により当該お客様の本約款取引を制限することができるものとし、かかる制限を行った結果生じたお客様の一切の損害につき、当社は何らの責任も負わないものとします。

第22条(禁止行為)

お客様は、本約款取引を行うにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないことを予め承諾するものとします。なお、お客様の行為が当該行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。

(1)～(8) (省略)

(9) お客様以外の第三者(二親等以内の親族を含む)がお客様に代わって本約款取引を行う行為。

(10) お客様のユーザーID、パスワード、暗号資産CFD口座、入出金口座、ワンタイムパスワード及びパスキーを第三者に貸与し、使用させ、又は譲渡する行為。

(11) 法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為。

(12) 前各号の他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為。

2 (省略)

第23条(解約)

お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。

(1) (省略)

2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前^に通知することなく、直ちに本約款取引を停止し、本約款に基づく契約を解約できるものとします。

(1) (省略)

(2) お客様の当社への届出内容の全部若しくは一部に虚偽があるとき又は提出資料の全部又は一部が真正でないことが判明したとき。

(3) お客様の暗号資産CFD口座及び入出金口座がお客様自身又は第三者によるかを問わず違法又は不正な取引に利用されたとき又はそのおそれがあるとき。

(4) 第21条第2項にしたがい、当社がお客様に本人確認書類の提出を求め、又は当社が定める方法による本人特定事項等の確認を求めたにもかかわらずその求めに応じないとき(当社が定める期日までに当社に連絡がないとき又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり当社に返送されたとき、又はお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れないとき等を含みます。)

(5)～(8) (省略)

(9) お客様が、当社のウェブサイト、本取引システム等を含む当社の業務の運営若しくは維持に支障を及ぼし、又は及ぼすおそ

様に対する取引時確認が不十分であると当社が判断した場合、当社は、その裁量により当該お客様の本約款取引を制限することができるものとし、かかる制限を行った結果生じたお客様の一切の損害につき、当社は何らの責任も負わないものとします。

第22条(禁止行為)

お客様は、本約款取引を行うにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないことを予め承諾するものとします。なお、お客様の行為が当該行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。

(1)～(8) (省略)

(9) 口座名義人本人以外の第三者(二親等以内の親族を含む)が口座名義人に代わって本約款取引を行う行為。

(追加)

(10) 法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為。

(11) 前各号の他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為。

2 (省略)

第23条(解約)

お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。

(1) (省略)

2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前^に通知することなく、直ちに本約款取引を停止し、本約款に基づく契約を解約できるものとします。

(1) (省略)

(2) お客様の当社への届出内容の全部若しくは一部に虚偽があることが明らかになったとき、又は提出資料の全部又は一部が真正でないことが判明したとき。

(3) お客様の暗号資産CFD口座及び入出金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、又は、そのおそれがあるとき。

(4) 第21条第2項にしたがい、当社がお客様に本人確認書類の提出を求めたにもかかわらずその提出がなされないとき(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、若しくはお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れない場合等を含みます。)

(5)～(8) (省略)

(9) お客様が、当社のウェブサイト、本取引システム等を含む当社の業務の運営若しくは維持に支障を及ぼし、又は及ぼすおそ

<p>れがある行為を行ったとき。</p> <p>(10)～(11) (省略)</p> <p>3～7 (省略)</p> <p>第24条～第31条 (省略)</p> <p>第32条(免責事項)</p> <p>本約款取引に関して、本約款に別段に定めたものの他、<u>次の各号に掲げる事由によるお客様の損害、機会利益の逸失、費用負担等の一切について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されるものとします。</u></p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)<u>通信回線、通信機器、システム機器等の瑕疵、障害、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延又は情報改変等が発生した場合(天変地異等の不可抗力、コンピュータウィルスの侵入又は第三者による妨害により生じたものを含む。)</u>。</p> <p>(6)～(8) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(9)お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、「FX取引約款」第7条第2項の規定による本人認証又は第3項の規定による追加認証を当社が行い、取引に関する注文又は指示等(入出金及び各種手続きを含みます。)を当社が受け付けたうえで取引が実行された場合。なお、お客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受若しくは盗聴又はお客様が利用する端末への不正アクセスその他の不正な方法により、第三者にお客様のユーザーID、パスワード、ワンタイムパスワード及びパスキー等が漏洩し、第三者がそれらを利用して取引を行った場合を含みます。</u></p> <p><u>(10)第22条第1項第10号の規定に関わらず、お客様が、お客様のユーザーID、パスワード、暗号資産CFD口座、ワンタイムパスワード及びパスキーを第三者に貸与し、使用させ若しくは譲渡した場合。</u></p> <p><u>(11)所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑を当社が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、金銭の授受、その他の処理が行なわれた場合。</u></p> <p><u>(12)当社は、当社及び第三者が提供する暗号資産価格の相場状況及び予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性又は適時性を一切保証するものではなくお客様が、当社及び第三者から提供される情報若しくは分析に依拠して取引を行った場合又は取引を行わなかった場合。</u></p> <p><u>(13)暗号資産銘柄のハードフォーク(不可逆的な仕様変更)が生じ、互換性がなくなることで価値が下落した場合、又は、悪意ある者がハッシュレート全体の51%以上を保有することで不正な取引が生じた場合等、本約款取引の一時停止・中止等を行う等、暗号資産特有のリスクが生じて、価値が下落し損害が生じた場合。</u></p> <p><u>(14)その他、当社の責めに帰すことのできない事由が発生した</u></p>	<p>れがある行為を行ったと<u>当社が判断した</u>とき。</p> <p>(10)～(11) (省略)</p> <p>3～7 (省略)</p> <p>第24条～第31条 (省略)</p> <p>第32条(免責事項)</p> <p>本約款取引に関して、本約款に別段に定めたものの他、<u>次の各号に掲げる事由によりお客様が被る損害及び機会利益の逸失、費用負担等の一切について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されるものとします。</u></p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)<u>通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵若しくは障害(天変地異等の不可抗力によるものを含む。)、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延又はコンピュータウィルス若しくは第三者による妨害、侵入若しくは情報改変等が発生した場合。</u></p> <p>(6)～(8) (省略)</p> <p><u>(9)所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑を当社が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、金銭の授受、その他の処理が行なわれた場合。</u></p> <p><u>(10)その事由の如何を問わず、予め当社に届け出ているユーザーID及びパスワードと入力されたユーザーID及びパスワードが一致したことにより取引が行なわれた場合。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(11)当社は、当社及び第三者が提供する暗号資産価格の相場状況及び予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性又は適時性を一切保証するものではなくお客様が、当社及び第三者から提供される情報若しくは分析に依拠して取引を行った場合又は取引を行わなかった場合。</u></p> <p><u>(12)暗号資産銘柄のハードフォーク(不可逆的な仕様変更)が生じ、互換性がなくなることで価値が下落した場合、又は、悪意ある者がハッシュレート全体の51%以上を保有することで不正な取引が生じた場合等、本約款取引の一時停止・中止等を行う等、暗号資産特有のリスクが生じて、価値が下落し損害が生じた場合。</u></p> <p><u>(13)その他、当社の責めに帰すことのできない事由が発生した</u></p>
--	---

場合。

(以下省略)

令和8年3月28日 改訂

以上

場合。

(以下省略)

以上